

## 平成 24 年度男女雇用機会均等法の施行状況

### (1) 雇用均等室への相談

◆ 相談件数は 20,677 件で、労働者からの相談割合は引き続き全体の過半数。

- 平成 24 年度に、雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は、20,677 件であった（図 2-1、表 2-1）。
- 相談者の内訳を見ると、労働者からの相談が 10,812 件であり、全体の 52.3%を占めている。
- 相談内容別にみると、「第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）」が最も多く 9,981 件、次いで「第 9 条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）」で 3,186 件、「第 12 条、13 条関係（母性健康管理）」で 2,950 件となっている。「第 14 条関係（ポジティブ・アクション）」は 403 件と前年度より 178 件増加している。

図 2-1 相談件数推移

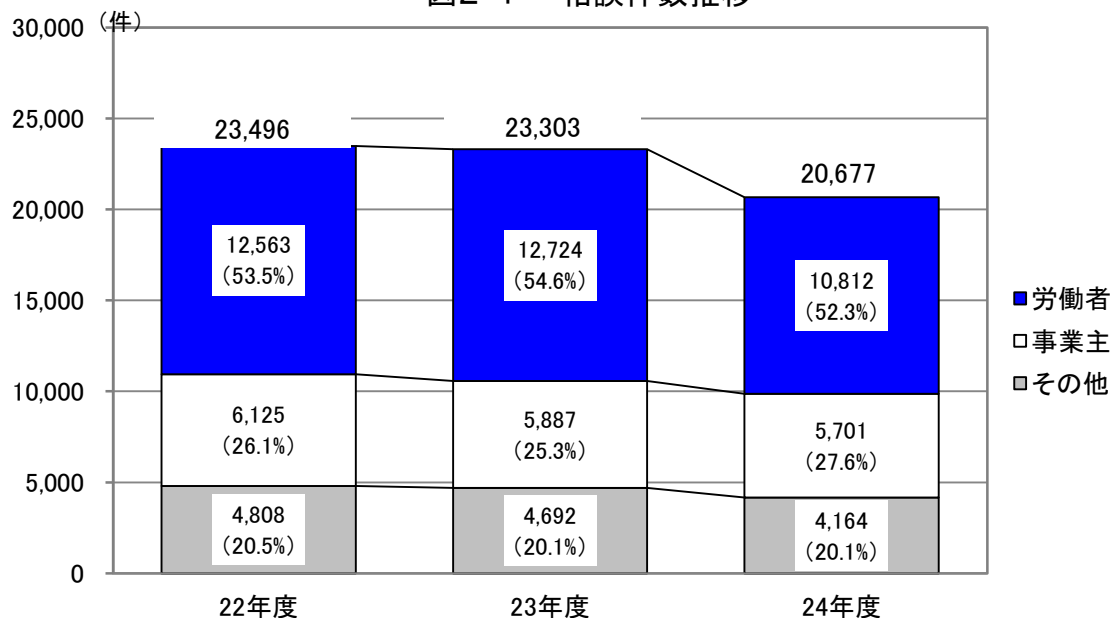


表 2-1 相談内容の内訳

(件)

	22年度	23年度	24年度
第5条関係(募集・採用)	1,244 (5.3%)	1,100 (4.7%)	1,088 (5.3%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	561 (2.4%)	493 (2.1%)	475 (2.3%)
第7条関係(間接差別)	82 (0.3%)	67 (0.3%)	47 (0.2%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	3,587 (15.3%)	3,429 (14.7%)	3,186 (15.4%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	11,749 (50.0%)	12,228 (52.5%)	9,981 (48.3%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	3,477 (14.8%)	3,169 (13.6%)	2,950 (14.3%)
第14条関係(ポジティブ・アクション)	300 (1.3%)	225 (1.0%)	403 (1.9%)
その他	2,496 (10.6%)	2,592 (11.1%)	2,547 (12.3%)
合計	23,496 (100.0%)	23,303 (100.0%)	20,677 (100.0%)

## (2) 紛争解決の援助

### ① 労働局長による紛争解決の援助(男女雇用機会均等法第 17 条)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は 504 件。
- ◆ 募集・採用関係、配置・昇進・降格・教育訓練等に関する事案が増加。
- ◆ セクシュアルハラスメントが紛争解決の援助の対象となって以降初めて、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案の件数がセクシュアルハラスメントの件数を上回った。
- ◆ 援助を終了した事案の 7 割以上が解決。

○労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 504 件であった (図 2-2、表 2-2)。

○申立の内容をみると「第 5 条関係 (募集・採用)」、「第 6 条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)」が増加。

○「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」は、平成 19 年度に紛争解決の援助の対象となったが、それ以降初めて「第 9 条関係 (婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)」が 232 件と、「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」(231 件)を超える件数となった。

○平成 24 年度中に援助を終了した 494 件のうち、7 割を超える 381 件について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決をみている。

図 2-2 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

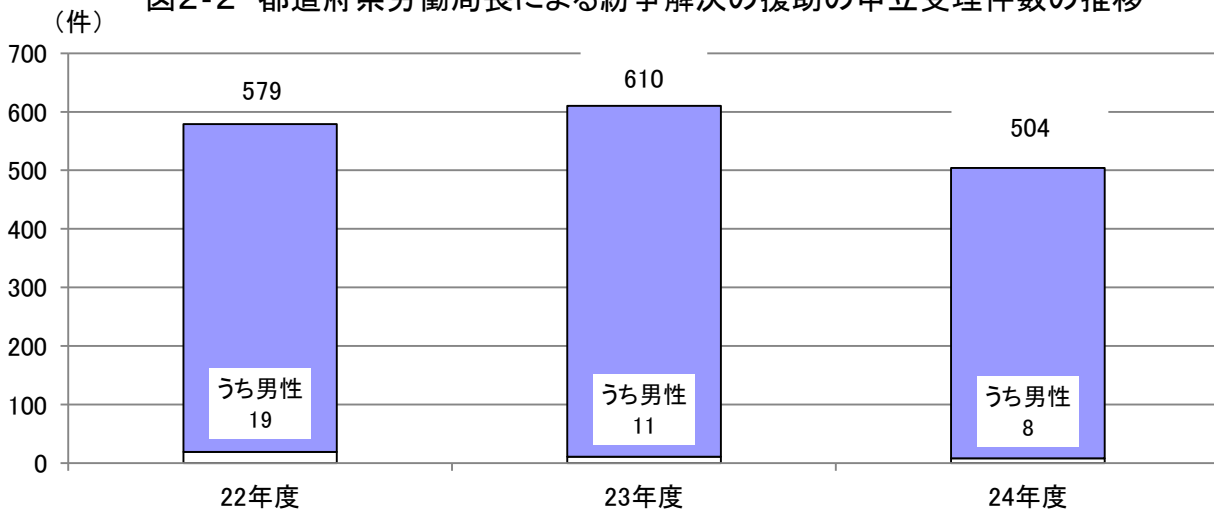


表 2-2 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

	22年度	23年度	24年度
第5条関係(募集・採用)	4 (0.7%)	2 (0.3%)	6 (1.2%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	20 (3.5%)	15 (2.5%)	22 (4.4%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	238 (41.1%)	251 (41.1%)	232 (46.0%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	302 (52.2%)	326 (53.4%)	231 (45.8%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	15 (2.6%)	16 (2.6%)	13 (2.6%)
合計	579 (100.0%)	610 (100.0%)	504 (100.0%)

## ② 機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第 18 条)

◆ 調停申請受理件数は 63 件。

- 申請の内容は、「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」が 45 件と最も多くなっている。次いで「第 9 条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)」が 15 件で、あわせて全体の 9 割以上を占めている (図 2-3、表 2-3)。
- 調停の実施結果を見ると、調停を開始した 63 件 (前年度申請受理案件を含む) のうち調停案の受諾勧告を行ったものは 32 件で、そのうち 28 件が調停案を双方受諾し、解決に至っている。受諾勧告に対する受諾率は前年度 (50 件のうち 40 件) より増加。

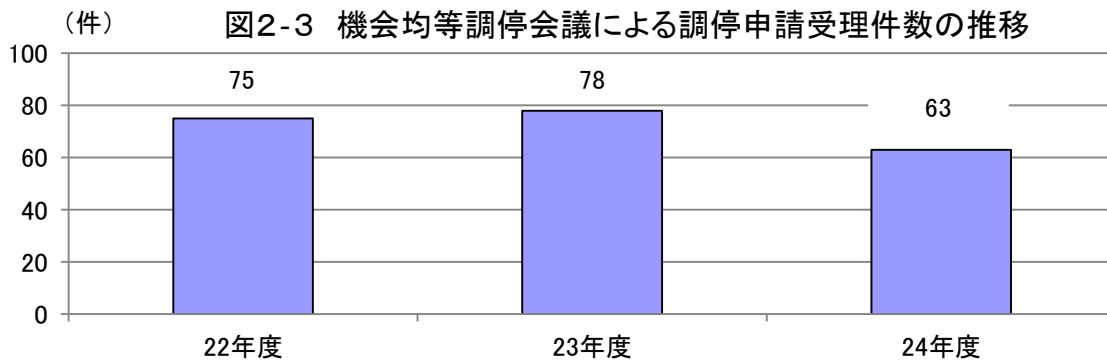


表 2-3 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移 (件)

	22年度	23年度	24年度
第 6 条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	4 (5.3%)	3 (3.8%)	2 (3.2%)
第 7 条関係 (間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第 9 条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	20 (26.7%)	21 (26.9%)	15 (23.8%)
第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)	51 (68.0%)	53 (67.9%)	45 (71.4%)
第 12 条、13 条関係 (母性健康管理)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	1 (1.6%)
合計	75 (100.0%)	78 (100.0%)	63 (100.0%)

## (3) 雇用均等室が行った是正指導(男女雇用機会均等法第 29 条)

◆雇用管理の実態把握を行った事業所は 5,490 事業所であり、前年度より増加。このうち何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された 4,087 事業所 (74.4%) に対し、7,696 件の是正指導を実施。

◆是正指導を受けた事業所のうち、9 割以上が年度内に是正。

- 指導事項としては、「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」が 5,359 件と最も多く、次いで「第 12 条、13 条関係 (母性健康管理)」が 1,957 件となっている (表 2-4)。また、第 6 条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等) が 160 件と増加し、平成 18 年の改正均等法の施行以来初めて指導事項全体のうちの 2%を超えた (図 2-4)。

表 2-4 是正指導件数の推移 (件)

	22年度	23年度	24年度
第 5 条関係 (募集・採用)	255 (2.3%)	221 (2.2%)	199 (2.6%)
第 6 条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	114 (1.0%)	126 (1.3%)	160 (2.1%)
第 7 条関係 (間接差別)	3 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
第 9 条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	29 (0.3%)	23 (0.2%)	19 (0.2%)
第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)	7,207 (63.8%)	6,393 (63.9%)	5,359 (69.6%)
第 12 条、13 条関係 (母性健康管理)	3,652 (32.3%)	3,231 (32.3%)	1,957 (25.4%)
その他	40 (0.4%)	13 (0.1%)	2 (0.0%)
合計	11,300 (100.0%)	10,008 (100.0%)	7,696 (100.0%)